

剣淵町地球温暖化対策実行計画(第3期)

【剣淵町の事務・事業における二酸化炭素排出状況】



令和5年9月

剣 淵 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の基準年度、期間目標年度	2
4. 計画の対象範囲	2

第2章 温室効果ガスの種類と二酸化炭素削減目標及び排出状況

1. 対象とする温室効果ガスと種類	3
2. 基準年度の二酸化炭素排出量	4
3. 二酸化炭素排出量削減目標	
(1)削減目標設定の考え方	4
(2)削減目標	5

第3章 具体的な取り組み

1. 直接効果が期待できる取組	6
2. 間接効果が期待できる取組	7

第4章 推進体制及び点検・評価

1. 推進体制	8
2. 点検・評価	8
3. 公表	9

第5章 資料編

1. 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	10
--------------------------	----

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化の問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。また、地球温暖化対策推進法第 1 条では、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされている。

国際社会では、2015(平成27)年に、持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、2020(令和2)年以降の気候変動対策の国際的な協定である「パリ協定」という2つの国際枠組みを採択した。

国では、2013(平成25)年11月に開催されたCOP19において、「2020(令和2)年度の温室効果ガス削減目標を2005(平成17)年度比で3.8%減とすること」を表明していたが、パリ協定に先立ち、2015(平成27)年7月に決定した「日本の約束草案」では、温室効果ガス削減目標を「2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標を2013(平成25)年度比で26%減(2005(平成17)年度比25.4%減)の水準にすること」とした。

また、国際社会の動向を受け、2016(平成28)年5月に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置するとともに、「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。同計画では、「日本の約束草案」で掲げた削減目標を中期目標として位置付けたほか、2020(令和12)年度や2050年までの削減目標等も示された。同計画では、「産業部門」「家庭部門」などの部門ごとの削減目標が定められており、「業務その他部門」では、2013(平成25)年度比約40%減という大幅な削減が求められている。

市町村においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定により、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられている。

このことから、本町では、平成23年9月に「剣淵町地球温暖化対策実行計画(剣淵町の事務・事業における二酸化炭素削減計画)」を策定した。平成28年度では、町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素の総排出量が、平成22年度の総排出量と比較では、7%減少、令和4年度では、約18.3%の減少となり、一定の成果が得られている。第2期に引き続き、本計画を継続・発展させ、新たに具体的な数値目標を定めた「剣淵町地球温暖化対策実行計画(第3期)(剣淵町の事務・事業における二酸化炭素削減計画)」(以下「第3期計画」という。)を策定する。

2. 計画の目的

第3期計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び国の地球温暖化対策計画に基づき、国の目標と遜色のない目標を立てるとともに、地球温暖化対策の取組を推進し、事務事業により発生する温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

3. 計画の基準年度、期間目標年度

第3期計画の基準年度は、「地球温暖化対策計画」の中期計画の基準年度と同様に平成25年度とし、期間は令和5年度から令和9年度の5年間とする。

4. 計画の対象範囲

第3期計画は、本町が行う全ての事務・事業を対象とし、その主なものは次の表1のとおりとする。

◇表1 第3期計画対象施設一覧

担当課	施設等の範囲
総務課	総合庁舎、バス格納庫、自動車車庫、バスターミナル(駅舎)、児童公園、にこにこ公園
農林課	農業振興センター、加工研究センター、食のふるさと館
町づくり観光課	桜岡運動広場、桜岡多目的広場、桜岡キャンプ場、
建設課	土木機械車庫、剣淵町浄化センター、下水汚泥堆肥化施設、西原浄化センター、取水所、桜岡浄水場、西岡浄水場
教育委員会	小学校、中学校、高校、資料館、絵本の館、絵本原画收藏館、給食センター、海洋センター体育館・プール・艇庫、武道館、多目的運動広場、テニスコート、高校実習室、高校農場、高校寄宿舍、高校グラウンド、りんどう交流館、平波球場、ふれあいパークゴルフ場、学童保育所
住民課	斎場、廃棄物処理場
健康福祉課	健康福祉センター、保育所、福寿寮、ゲートボール場、仲町小公園
町立診療所	診療所

第2章 温室効果ガスの種類と二酸化炭素排出状況及び削減目標

1. 対象とする温室効果ガスと種類

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素など7種類あるが、第3期計画においても、人為的に最も多く発生する二酸化炭素を対象とする。

温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷房、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

2. 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度平成 25 年度における二酸化炭素排出量は、次の表 2 のとおりである。

◇表 2 平成 25 年度における二酸化炭素排出量

項 目	使用量	排出量 (t -CO ₂)	割 合
電 気	2, 190, 826 Kwh	949	38%
A 重 油	274, 000 リットル	742	30%
灯 油	252, 218 リットル	628	25%
軽 油	41, 305 リットル	107	4%
ガソリン	16, 493 リットル	38	2%
L P G	2, 310 m ³	15	1%
合 計		2, 479	100%

3. 二酸化炭素排出量削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比で26%減（2005（平成17）年度比25.4%減）の水準にすること」としている。また、同計画の中で地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」においては、約40%削減が必要とされている。

温対法第21条第1項において地方公共団体は、「地球温暖化対策計画」に即して計画を策定することと規定されている。

これらのことから、第3期計画の削減目標については、「地球温暖化対策計画」の中期目標等を考慮し、実現可能な削減目標を設定するものとする。

(2) 削減目標

第3期計画の削減目標は、以下のとおりとする。

【二酸化炭素の排出量削減目標】

第3期計画期間最終年度である令和9年度の二酸化炭素排出量を平成25年度から20%削減する。

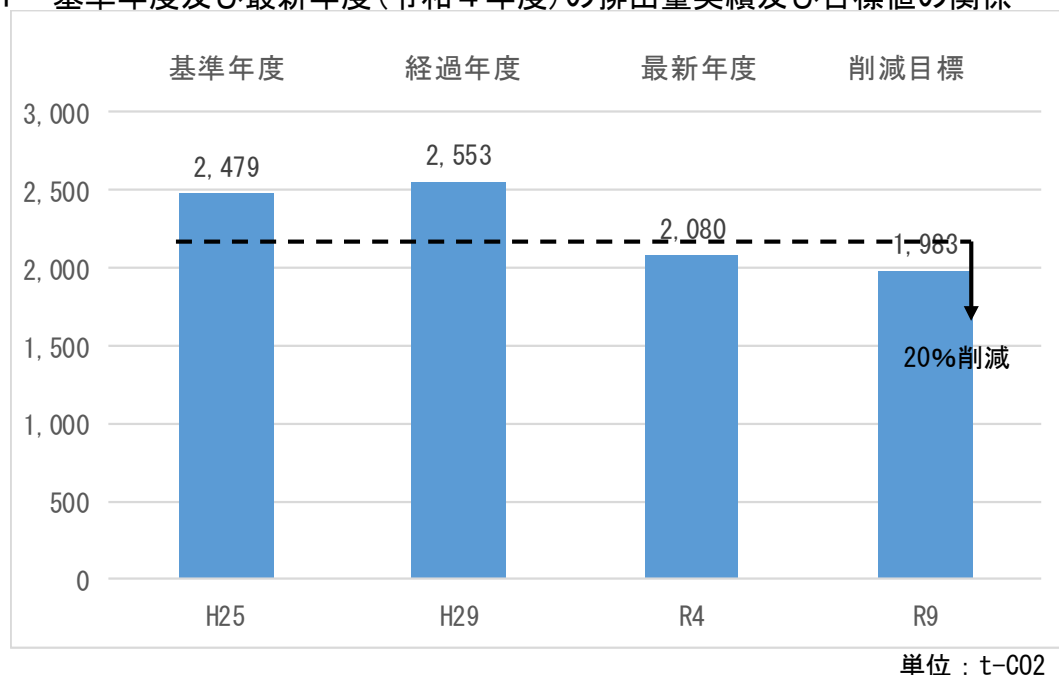
基準年度 (平成25年度) 排出量	削減目標(令和9年度)		
	削減率	削減量	排出量
2,479 t-CO2	20%	496 t-CO2	1,983 t-CO2

平成30年度に、役場庁舎や健康福祉センター等のLED化、役場庁舎と健康福祉センターの暖房機の更新が実施され、このことによって大幅に二酸化炭素排出量が削減された。更なる二酸化炭素排出量削減には、施設の省エネルギー対策の検討が必要である。

この効果を除く削減努力として、これまでのとおりエネルギー使用の管理や設備の運用管理の改善を継続し、本目標の達成を目指す。

基準年度及び最新年度(令和4年度)の排出量実績及び目標値の関係は図1のようになる。

図1 基準年度及び最新年度(令和4年度)の排出量実績及び目標値の関係



第3章 計画を推進する取組

1. 直接効果が期待できる取組

項 目	取組内容
電気使用量の削減	・ 自然光を取り入れ、窓際の照明の消灯に努める。 ・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行う。 ・ トイレや会議室等に利用者がいない場合は消灯する。 ・ 廊下、階段やホール等の共有部分の照明は利用者の支障にならない程度に消灯する。 ・ O A 機器等の電源をこまめに切る。 ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源の確認をする。 ・ 外灯のタイマー設定をこまめに調整する。 ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励する。 ・ 節電機能のある機器については省エネ設定を行う。 ・ ノー残業デーの実施
燃料使用量の削減	○施設 ・ 事務室等の冷暖房については、利用者に支障のない範囲で温度調整をする。また、使用していない事務室等の暖房については、最低限にする。 ・ クールビズ及びウォームビズを推進する。 ・ 暖房機器周辺には、遮断物を置かないようにする。 ○公用車 ・ エコドライブを推進する。 ・ 駐停車中の無駄なアイドリングは行わない。 ・ 出張時の相乗りを奨励する。 ・ 公用自転車の利用を促進する。 ・ ノーカーデー（私用車）の実施
物品の購入等	・ 物品の新規購入（更新）及びレンタルをするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
施設の新築、改築	・ 施設の新築、改築するときは、環境に配慮した工事を

	実施するとともに環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。 ・ 公営住宅の ZEH 化
--	---

2. 間接効果が期待できる取組

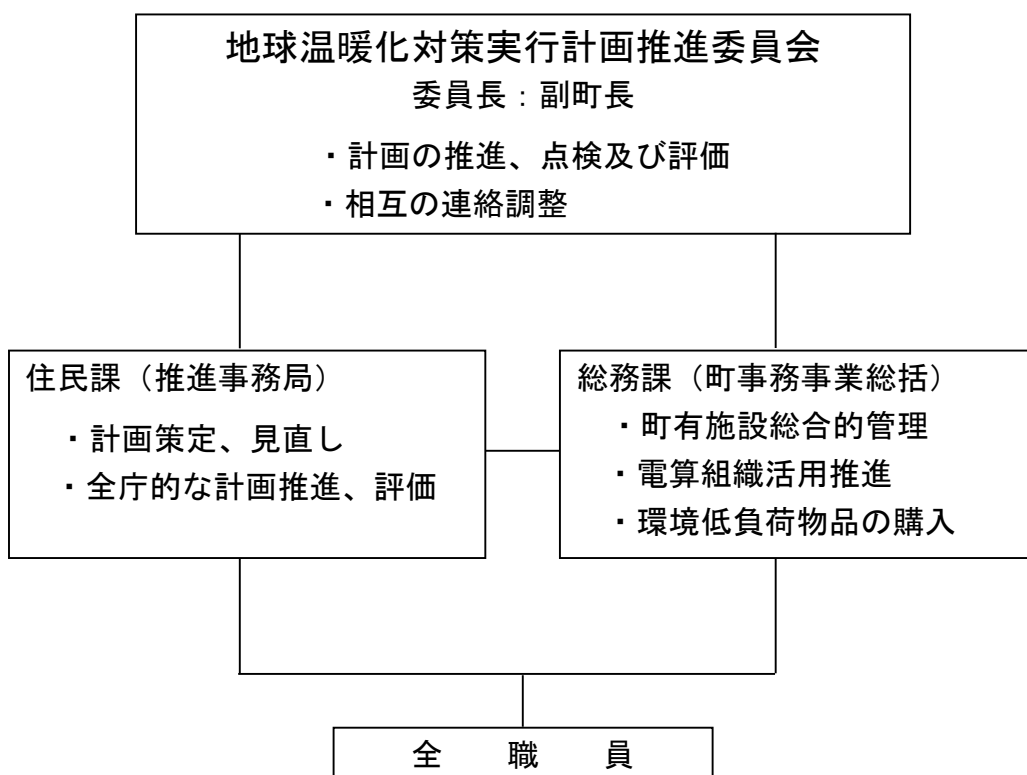
項 目	取組内容
用紙類	・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。 ・ グリーンマーク対象製品のリサイクル用紙の購入に努める。 ・ パソコン等の機器からのプリントアウトは必要最小限とする。 ・ コピー機使用後のリセットを徹底する。(ミспrintの防止) ・ 庁内資料は、電子メール等を活用し用紙類使用量の削減に努める。
事務用品	・ 詰め替え可能な消耗品の購入に努める。 ・ エコマーク対象製品の購入やグリーン購入に努める。 ・ クリップ、輪ゴム等は回収し再利用する。
水道	・ 日常的に節水に心がける。 ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。 ・ 洗剤等の使用量を控える。
ゴミの減量、リサイクル	・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。 ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。 ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。 ・ コピー機やプリンターのトナーカートリッジはリサイクルする。 ・ 封筒は、可能な限り再利用する。

第4章 推進体制及び点検・評価

1. 推進体制

事務局は、住民課に置き、総務課と連携を図りながら、地球温暖化対策実行計画推進委員会と計画の推進及び進行管理を行う。

推 進 体 制 組 織 図

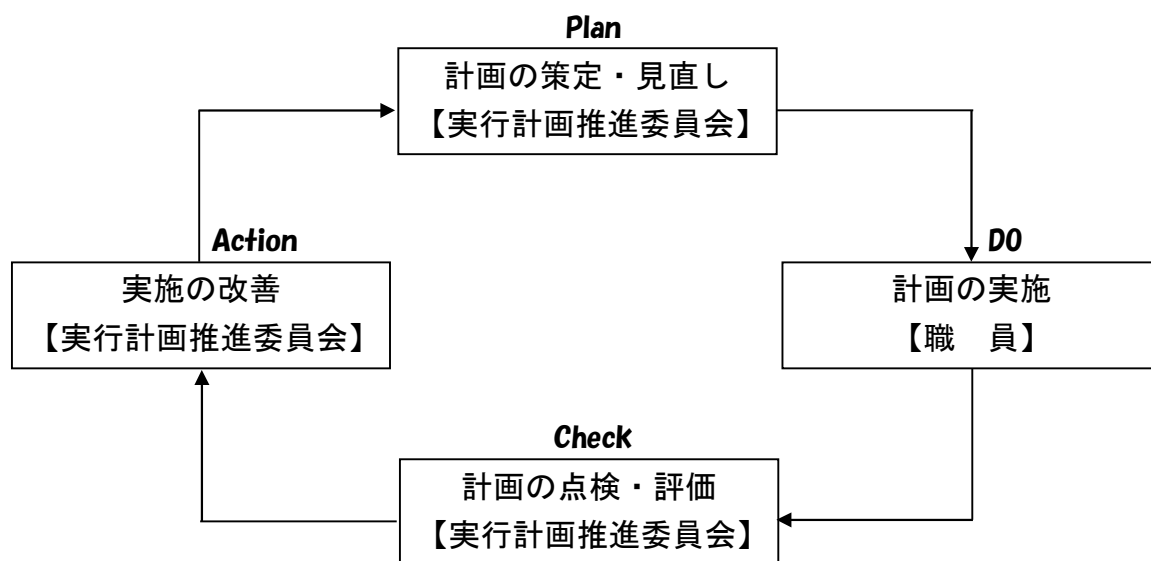


2. 点検・評価

事務局は、住民課に置き、毎年度電気や燃料等の二酸化炭素排出量を調査及び分析し、地球温暖化対策実行計画推進委員会へ報告する。

地球温暖化対策実行計画推進委員会において、地球温暖化防止の取り組み状況や、数量的目標の達成状況を総合的に点検・評価する。

また、総合的な点検、評価の結果に基づき、必要に応じて取り組み内容の改善及び第3期計画の見直しを行う。



3. 公表

第3期計画の進捗状況及び点検評価の結果は、ホームページや広報紙等により公表する。